

規 則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二を第七条の三とし、第七条の次に次の一条を加える。

（職員及び定数）

第七条の二 学校に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員、実習助手その他必要な職員を置く。ただし、高等部を置かない学校にあつては、実習助手を置かないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは、養護教諭を置かないことができる。

3 第一項の職員の学校ごとの定数は、埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）に基づき、教育委員会が定める。
第十二条第一項中「第六条」を「第五条」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。